

## 「千葉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正趣旨

令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号の「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、各所属において所管する行政手続等における押印見直しの検討を行い、順次、見直しを実施するとの方針が示されました。

千葉県職員住宅管理規則における職員住宅及び寮の入退去等に係る手続きの押印見直しの検討を行い、所要の改正を行う。

### 2 改正等の内容

第1号様式、第3号様式から第8号様式、第11号様式、第13号様式を改正し、印の文字を削除する。押印及び署名を廃止し、氏名欄には記名のみとする。

また、第6号様式の「管理人認印」欄を削除する。

### 3 改正等の理由

押印見直しの検討をした結果、押印及び署名を廃止しても事務取扱上、特段支障がなく、職員の負担軽減及び業務の効率化を図るため。

### 4 施行日

令和3年10月1日